| 新 | 旧 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 貿易一般保険運用規程平成13年４月１日　01-制度-00034沿革　平成14年１月25日　一部改正平成14年２月20日　一部改正平成14年３月19日　一部改正平成14年９月11日　一部改正平成14年11月14日　一部改正平成15年３月14日　一部改正平成16年４月１日　一部改正平成16年４月16日　一部改正平成16年９月28日　一部改正平成17年３月29日　一部改正平成17年９月16日　一部改正平成18年３月20日　一部改正平成18年９月25日　一部改正平成18年11月29日　一部改正平成18年12月27日　一部改正平成19年２月27日　一部改正平成19年６月21日　一部改正平成20年３月21日　一部改正第１章　一般的事項（第１条－第５０条）第１節　定義等（第１条－第１３条）第２節　引受基準等（第１４条－第２４条）第３節　個別保証枠（第２５条－第３０条）第４節　保険料率算定等（第３１条、第３２条）第５節　保険の申込(第３３条－第３６条)第６節　保険料（第３７条、第３８条）第７節　確定通知（第３９条－第４２条）第８節　保険金の支払等（第４３条－第５０条）　第２章 貿易一般保険包括保険（企業総合）関係（第５１条－第６３条）　第３章　貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）関係（第６４条）　第４章　貿易一般保険（個別）関係（第６５条）　第５章 雑則（第６６条）（定義）第１条　本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和２５年法律第６７号。以下「法」という。）及び貿易一般保険約款（以下「約款」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。一～十八　（略）　十九　（略）第２条～第２２条　（略）（一の輸出契約又は仲介貿易契約が二以上の包括保険の対象となる場合の取扱い）第２３条　貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書（以下この条及び第３３条において「企業総合包括特約書」という。）の締結者については、当該企業総合包括特約書の附帯別表第１に記載された貨物又は附帯別表第１に記載された部門が扱う貨物に係る輸出契約又は仲介貿易契約（技術提供特約書の対象となるもの及び賃貸料に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、他の包括保険の対象としない。２　保険契約は、輸出契約又は仲介貿易契約ごとに一の保険契約の締結を原則とするが、一の輸出契約又は仲介貿易契約に基づく輸出貨物等（第５８条第２号に該当する場合の非対象貨物を含む。以下この項及び次項において同じ。）の中に二以上の包括特約書（企業総合包括特約書を除く。以下この条において同じ。）の対象貨物が含まれている場合（二以上の包括特約書間において対象貨物が競合する場合を除く）は、商品別にそれぞれ該当する包括特約書の対象として取り扱うこととし、該当する包括特約書の対象となる部分に分割して保険契約を締結することとする。３　輸出貨物等が二以上の包括特約書間において競合する場合の当該輸出貨物等は、次のとおり取り扱う。一　貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（以下「機械包括特約書」という。）以外の包括特約書間において競合する場合は、当該貨物の使用目的により該当する包括特約書の対象とし、使用目的不明のときは貨物名に基づき該当する包括特約書の対象とする。二　機械包括特約書と当該特約書以外の包括特約書が競合する場合は、機械包括特約書以外の包括特約書の対象とする。４　前項の場合、関係する包括特約書の締結者の同意があるときは、いずれかの包括特約書に基づく保険契約の申込みを行うことができるものとする。ただし、当該申込みに係る包括特約書の締結者の定款に定める以外の貨物についてはこの限りでない。５　第２項の規定により分割して保険契約を締結する場合の保険価額及び保険金額は、次の各号により算出する。一　保険価額イ　元　本輸出契約又は仲介貿易契約の総額に建値を基準とする当該包括特約書に係る輸出貨物等の代金又は賃貸料の各々の額の当該輸出契約又は仲介貿易契約の輸出貨物等の代金又は賃貸料の総額に対する割合を乗じて得た額ロ　金利その他イにより算出した元本に基づき輸出契約又は仲介貿易契約に定める計算方法により算出した額二　保険金額は、前号により算出した保険価額に基づき当該包括特約書で定めるところに従い算出した額（消費財包括保険の対象となる輸出契約について限度額設定型貿易保険の保険関係が成立した場合の取扱い）第２３条の２　貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書（以下「鋼材特約書」という。）又は貿易一般保険包括保険（化学品）特約書（以下「化学品特約書」という。）の対象となる一の輸出契約について限度額設定型貿易保険約款第２条第１項の規定による保険関係が成立した場合、同約款（関連規程を含む。）の規定のみを適用するものとして取り扱う。ただし、当該輸出契約が同約款第９条第１項第１号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。２　前項の場合は、鋼材特約書第１条第１項又は化学品特約書第１条第１項の規定による申込みがなされなかったときであっても、鋼材特約書第１条第１項又は化学品特約書第１条第１項の規定による申込がなされたものとみなす。第２４条　（略）（個別保証枠の申請等）第２５条　名簿上ＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格又はＥＦ格（以下この節において「Ｅ格」という。）に格付けされた者を代金等の支払人とする２年未満案件について個別保険の申込みをしようとする者又は名簿上ＥＭ格又はＥＦ格に格付けされた者を代金等の支払人とする２年未満案件について機械包括特約書、貿易一般保険包括保険（船舶）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書若しくは技術提供特約書（以下「設備財等包括特約書」と総称する。）が適用される保険契約の被保険者になるべき者であって、約款第３条第２号又は第４号の信用危険（以下「船後信用危険」という。）のてん補を希望するもののうち、個別保証枠の確認の申請を希望するものは、輸出契約等の金額について、別紙様式第２「個別保証枠確認申請書」及び輸出契約等を証する書類（輸出契約等の成立以前にあっては注文書又はこれらに準ずる書類）の写しを日本貿易保険に直接又はファクシミリにより提出するものとする。２　前項の規定は、船後信用危険のてん補を含む個別保険又は設備財等包括特約書に基づく保険契約が締結されている輸出契約等の支払人を、Ｅ格（設備財等包括特約書については名簿上ＥＭ格又はＥＦ格に限る。）に格付けされている者に変更する場合に準用する。３　この節に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「ＷＥＢ申請サービスの利用について」によるものとする。（個別保証枠の確認等）第２６条　日本貿易保険は、前条又は次条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る金額が、保証枠残高の範囲内である場合は確認する旨を、又は保証枠残高を超える場合は確認できない旨を別紙様式第３「個別保証枠確認証」（以下「確認証」という。）により申請者に通知するものとする。２　前項の確認の有効期間は、当該確認をした日から３月とする。ただし、保険契約締結の前に当該確認に係る支払人がＥ格以外（設備財等包括特約書については名簿上ＥＭ格又はＥＦ格以外。第２９条及び第３０条において同じ。）に格付されたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効とする。なお、有効期間の延長は行わないものとする。（確認金額の許容範囲）第２７条　輸出契約等の金額が前条第１項の確認証を取得した後、当該確認証に係る輸出契約等の額（以下「確認金額」という。）を超えた場合は、次の各号により確認証を取得しなければならない。ただし、当該増加金額が確認金額の100分の５未満の場合は、この限りではない。なお、確認申請手続については、第２５条第１項の規定を準用するものとする。一　保険契約の申込の前に、輸出契約等の金額が増加した場合は、改めて当該増加金額を含めた額の確認証を取得するものとする。二　保険契約の申込の後に、輸出契約等の金額が増加した場合は、当該増加金額について確認証を取得するものとする。（確認証の訂正等）第２８条　第２６条第１項の規定により申請者に通知した確認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いについては、次の各号とする。一　確認証の記載内容のうち「支払人」の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該保険契約の申込日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第４「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」（以下「内容訂正変更通知書」という。）を日本貿易保険に提出するものとする。二　確認証の支払人を変更したときは、当該確認証は無効とする。この場合にあっては、速やかに別紙様式第５「貿易一般保険(決済／枠戻)通知書」（以下「決済等通知書」という。）を日本貿易保険に提出するものとする。三　確認証の記載内容のうち「船積(予定)日」の変更又は確認証の契約金額の表示通貨の変更（確認金額の範囲内の変更に限る。）については、内容訂正変更通知書の提出は要しないものとする。（決済等通知書の提出等）第２９条　第２６条第１項の規定による確認証を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者（設備財等包括特約書については被保険者）は、当該輸出契約等の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は当該輸出契約等の支払人に変更があったときは、その事実を知った日から起算し、５営業日以内に決済等通知書を日本貿易保険に提出しなければならない。ただし、当該輸出契約等の相手方がＥ格以外に格付された場合は、この限りでない。（確認証の返却）第３０条　第２６条第１項の規定により確認を受けた者は、確認金額について保険契約を締結しなかったときは、有効期限前にあっては速やかに、有効期間終了後にあってはその有効期間が終了した日から、５営業日以内に、決済等通知書に当該理由を記載した書面及び交付された確認証（第２７条第１号に規定する確認証を取得できなかった場合における増加する前の輸出契約等の金額について取得した確認証を含む。）を添付し、日本貿易保険に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の５未満の額について保険契約を締結しなかった場合又は確認に係る支払人がＥ格以外に格付された場合は、当該通知書の提出は要しないものとする。1. 保険料率算定等

（保険料率算定における期間計算の取扱い）第３１条　「貿易保険の保険料率等に関する規程」（平成１６年７月２日０４－制度０００３４。以下「保険料率等規程」という。）のⅡ［１］１(1)②(ⅰ)に規定する「船積前期間」、(1)②(ⅱ)に規定する「船積後期間」及び(2)②(ⅱ)に規定する「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」の取扱いは、別表第１のとおりとする。ただし、特約により別に定めた場合を除く。２　輸出契約等（２年未満案件に限る。）において二以上の船積期限及び当該期限に係る各船積予定額が定められている場合は、当該各船積期限ごとに、前項に規定する船積前期間を設定する。ただし、保険契約者からの申し出により、二以上の船積期限のうち最終の船積期限により一の船積前期間を設定することができる。（保険料率算定の際の国カテゴリー）第３１条の２　貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書又は貿易一般保険包括保険（化学品）特約書第1条に基づき保険契約を締結する場合の保険料率等規程Ⅱ［１］４(3)③に規定する国カテゴリーは保険申込日における国カテゴリーとする。第３２条～第５０条　（略）（特約書締結の申込みができる者等）第５１条　貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書（以下この章及び別表第２において「特約書」という。）の対象とすることを予定している貨物に係る輸出契約等に基づく輸出又は販売の実績が特約書の締結予定日の１７月前からの１年間で３億円以上あり、更に将来継続的かつ反復的に年間３億円以上の貿易取引を行う法人であって約款及びこれに関する規定に同意する者は、特約書の締結を日本貿易保険に申し込むことができる。２　日本貿易保険は、申込者の貿易取引の実態、輸出契約等の相手方及び仕向国又は支払国の分散の状況及び過去の貿易保険の利用実績その他申込者からの報告事項を勘案し、企業総合保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合、特約書の締結を行わない。３　日本貿易保険は、次の各号に該当する場合、原則として特約書の更新を行わない。一　特約書の更新日の１７月前からの１年間に特約書に基づいて締結された保険契約に係る保険価額の年間合計額（以下、「付保実績」という。）が３億円未満である場合　二　付保実績における輸出契約等の相手方及び仕向国又は支払国の分散について、てん補危険の分散が十分に図られていないと認められる場合　三　前各号のほか、特約書の締結者の貿易取引の実態、貿易保険の利用状況及び事故の発生状況を勘案し、貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合（輸出契約等の契約金額の設定）第５２条　特約書附帯別表第１に掲げる輸出契約又は仲介貿易契約の契約金額の設定額は、１，０００万円以下とする。（特約書の対象となる輸出契約等の選択）第５３条　特約書締結者（日本貿易保険と特約書を締結しようとしている者を含む。第５６条において同じ。）は、次の各号に該当する輸出契約又は仲介貿易契約及びてん補危険については、特約書の対象とするか否かを選択できる。一　法第２条第１２項に規定する仲介貿易契約二　法第２条第１項に規定する輸出契約のうち、特約書締結者の海外支店等が締結した特約書締結者の輸出貨物の再販売契約三　輸出契約又は仲介貿易契約を締結した日から、締結した日の属する月の翌月の末日までの間のいずれかの時点において、輸出契約又は仲介貿易契約の相手方（輸出契約又は仲介貿易契約の締結の相手方と当該輸出契約又は仲介貿易契約に係る代金の支払人が異なる場合には、いずれかのもの）が特約書第３条第４項各号のいずれかに該当する輸出契約又は仲介貿易契約（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。）の一部又は全部四　約款第３条第３号に規定するてん補危険（部門単位による特約書対象契約の選択等）第５４条　第５２条の規定による設定及び前条の規定による選択は、特約書の対象とすることを予定している貨物に係る輸出契約等に基づく輸出等の実績額（既に特約書を締結している者にあっては保険価額の年間合計額）が特約書の締結予定日（既に特約書を締結している者にあっては更新日）の１７月前からの１年間で１００億円以上の特約書締結者にあっては、次の各号の範囲内で部門ごとにすることができる。一　第５２条の規定による設定については、部門ごとに設定する金額が二通り以下であること。二　前条の規定による選択については、特約書の対象とするものとして選択するものの組合せが二通り以下であること。三　第５２条の規定により設定する金額と前条の規定により選択するものの組合せとの組合せが二通り以下であること。（保険成績調整係数の設定単位）第５５条　保険料率等規程別表第１第２号の保険成績調整係数は、特約締結者ごととする。ただし、特約書の締結に際し、特約書の対象とすることを予定している貨物に係る輸出契約等に基づく輸出等の実績額が特約書の締結予定日の１７月前からの１年間で１００億円以上の場合は、特約書附帯別表第１に定める部門ごととすることができる。（支払限度額の設定）第５６条　特約書第５条第２号に規定する支払限度額（以下この章及び別表第２において「支払限度額」という。）は、次項の規定により算出される額（以下「暫定限度額」という。）を基礎として特約書締結者の希望等を勘案のうえ設定し、当該特約書締結者に通知するものとする。　なお、支払限度額の設定の取扱いは別表第２に掲げるとおりとする。ただし、輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合の別表第２における輸出契約等の相手方とは、当該輸出契約等に係る代金の支払人をいうものとする。２　支払限度額の設定の基礎となる暫定限度額は、次の各号に定める輸出実績額を基礎として以下の算式により算出する。 ［算式：暫定限度額の算定］ 　平均ユーザンス 　　　　輸出実績額　×　　　　　　　　　　×　９０％　　　　　　　　　　　　正味ユーザンス（注）１．平均ユーザンスとは、一の輸出契約等に係る取引の額（付保実績額を輸出実績額とする場合は、一の保険契約に係る保険価額）と最終船積日から決済日までの期間（付保実績額を輸出実績額とする場合には、約款第３条第２号のてん補危険に係る保険期間。）をもとに加重平均により算出した平均支払猶予期間（日数は30日単位で切り上げとする。）をいう。２．正味ユーザンスとは、輸出実績額を算出する期間中に締結した輸出契約等（付保実績額を輸出実績額とする場合には保険契約。以下この項において同じ。）に係るユーザンスの合計日数から同期間中の一の輸出契約等に係るユーザンスと他の一の輸出契約等に係るユーザンスとの重複期間の合計日数を控除した日数をいう。ただし、正味ユーザンスが360日を超えるとき又は特約書の締結時にあって当該正味ユーザンスが不明なときは360日とする。一　特約書の締結時（特約書の締結時に支払限度額を設定した場合であって、特約書第１条に規定する特約期間（以下この章及び別表第２において「特約期間中」という。）に次条第３項に基づき支払限度額を増額設定する場合を含む。）にあっては、特約書の締結予定日の１７月前から１年間の輸出契約等に係る取引金額（ＩＬＣにより決済された場合はその２分の１の額とし、ＩＬＣ以外の方法により決済された場合であって特約書附帯別表第３に掲げる輸出契約等に係るものを除く。）の合計を輸出実績額とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。二　すでに特約書第２条第１項の規定により登録されている輸出契約等の相手方について支払限度額の設定をする場合（次条第２項ただし書により支払限度額を変更する場合及び同条第３項により支払限度額を増額設定する場合を含む。）には、特約書の更新日（特約書の更新時に支払限度額を設定した場合であって、特約期間中に次条第３項に基づき支払限度額を増額設定する場合を含む。また、特約書第１条に規定する特約期間中に支払限度額を設定する場合にあっては、支払限度額の設定の申請を行った日）の１７月前からの１年間に特約書に基づいて締結された保険契約に係る保険価額（約款第４条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由をてん補する保険契約における約款第３条第２号又は第４号のてん補危険に係る保険価額とし、ＩＬＣにより決済された場合はその２分の１の額とする。）の合計額を輸出実績額とする。三　特約書の更新時又は特約期間中に特約書第２条第１項の規定により登録される輸出契約等の相手方について支払限度額を設定する場合（当該設定後であって、特約期間中に次条第３項に基づき支払限度額を増額設定する場合を含む。）には、輸出実績額はないものとみなす。ただし、同条第２項の規定により登録を削除してから２年を経過していない場合においては、前号の規定を準用する。 ３　特約書の締結者は、支払限度額の設定に際し、前項に規定する暫定限度額を超える場合その他日本貿易保険が特に必要と認める場合には、原則として、輸出契約等の相手方ごとに次の書類を提出するものとする。　一　支払限度額申請書提出前３月以内に発行された信用調査報告書　二　その他日本貿易保険が求める書類４　特約書第５条第３号に規定する運用規程に定めるものとは、次のいずれかのものをいう。　一　第２項に規定する輸出実績額がないもの　二　暫定限度額が特約書附帯別表第１に掲げる金額未満となったもの　三　第１項の規定により支払限度額の設定を調整していく過程において、第２項に規定する輸出実績額がある（前号に該当する場合を除く。）にもかかわらず、支払限度額を設定しないことが適当と認めたもの（支払限度額等の効力等）第５７条　支払限度額及び特約書第５条第３号の規定によるてん補率の制限（以下「てん補率の制限」という。）の効力発生日は、特約書の締結日又は特約書の更新日とする。ただし、貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成１３年４月１日　０１－制度―０００２７。以下この章において「手続細則」という。）第３条第１項から第５項までの規定による申請が特約期間中になされた場合には、当該申請に係る支払限度額及びてん補率の制限の効力発生日は設定の日とする。２　前項の規定により効力が発生した支払限度額の変更及びてん補率の制限がなされている輸出契約等の相手方の支払限度額の設定は、特約書の更新時に限り認めるものとする。ただし、支払限度額０円の輸出契約等の相手方にあっては、特約期間中１回に限り支払限度額を変更することができる。３　前項の規定にかかわらず、既に支払限度額を設定している場合（支払限度額が０円の場合を除く）であっても、原則として最新の支払限度額の設定日から３月を経過した後であれば、支払限度額の増額を申請することができ、日本貿易保険がこれを認める場合に限り、特約期間中１回に限り支払限度額を増額設定するものとする。４　特約書の更新時における付保実績算出期間後に輸出契約等の相手方について支払限度額を設定した場合（支払限度額を０円から変更した場合及び増額設定した場合を含む。）は、当該支払限度額の効力発生日後直近の特約書の更新日において支払限度額を設定することができる場合に限り、当該支払限度額と同額の支払限度額を当該特約書の更新日に設定するものとする。ただし、支払限度額が０円の輸出契約等の相手方についてはこの限りではない。（一の輸出契約等に非対象貨物を含む場合の取扱い）第５８条　保険契約の対象を特約書附帯別表第１に掲げる貨物（以下「対象貨物」という。）に係る輸出契約等に限定している特約書における対象貨物以外の貨物（以下「非対象貨物」という。）が含まれる輸出契約等の契約金額は、次の各号とする。一　対象貨物に係る代金の額が非対象貨物に係る代金の額に等しく又はこれを超えるときは、当該輸出契約等の代金の額二　非対象貨物に係る代金の額が対象貨物に係る代金の額を超えるときは、対象貨物に係る代金の額（輸出契約等を連名で締結した場合の取扱い）第５９条　特約書締結者を含む二以上の者が連名して契約の相手方と特約書附帯別表第１に掲げる輸出契約等を締結した場合は、連名の相手方に応じて次の各号とする。一　連名の相手方が特約書締結者である場合契約金額を契約内容により分割し、当該金額を同表に掲げる契約金額とみなす。ただし、連名の相手方との合意によりいずれかが当該輸出契約等の全部について特約書に基づく保険契約の申込みを行う場合は、この限りでない。二　連名の相手方が特約書締結者以外のものであって、双方が他の包括保険の同一の特約書附帯別表第１に記載された企業の場合契約金額を契約内容により分割し、当該金額をそれぞれ特約書附帯別表第１に掲げる契約金額又は当該包括保険の特約書に掲げる契約金額とみなす。ただし、連名の相手方との合意によりいずれかが当該輸出契約等の全部について当該包括保険で申込みを行う場合は、この限りでない。三　連名の相手方が特約書締結者以外のものであって、双方が他の包括保険の同一の特約書附帯別表第１に記載された企業以外のものである場合　契約金額を契約内容により分割し、特約書締結者の契約に係る金額を特約書附帯別表第１に掲げる契約金額とみなす。（輸出契約等の相手方）第６０条　この章における「輸出契約等の相手方」とは、第２条第２号に規定する者の他、特約書附帯別表第１において再販売契約を保険契約の対象とした場合にあっては、当該再販売契約の締結の相手方又は再販売貨物の代金の支払人をいうものとする。（海外支店等の範囲）第６１条　再販売契約を保険契約の対象とした場合の特約書附帯別表第１及びこの章における「海外支店等」とは、本邦に本店を有する法人が支店、支社、営業所、出張所及び駐在員事務所等名称を問わず海外において当該法人の機能の一部を与えたものをいうものとする。ただし、海外現地法人等法人格を別にするものを除く。（再販売契約を保険契約の対象とする場合の取扱い）第６２条　特約書附帯別表第１において再販売契約を保険契約の対象とする場合にあっては、本店から海外支店等への輸出契約及び当該海外支店等と再販売先との契約をもって輸出契約等とみなすものとする。２　前項の輸出契約等の場合にあっては、海外支店等又は再販売先から本店への決済期限を明記するものとする。３　保険契約の締結時において海外支店等と再販売先との契約が未締結の場合にあっては、当該海外支店等が再販売先と再販売契約を締結した後、遅滞なく手続細則第６条第３項の規定に従い内容変更の手続を行うものとする。４　前項の場合であって、本邦船積後３月以内に海外支店等が再販売契約を締結しない場合は、本店と海外支店等との輸出契約とみなすものとする。５　第３項及び第４項の規定にかかわらず、第５３条第３号に該当するものを特約書の対象としないことを選択した場合であって、本店と海外支店等との輸出契約が特約書の対象とならない場合については、本店と海外支店等との輸出契約の締結日の属する月の翌月末までに海外支店等と再販売先との契約が未締結の場合は、本店と海外支店等との輸出契約とみなし、保険の申込を要しない。（再販売契約のてん補範囲）第６３条　再販売契約に係る約款第４条第１１号から第１４号までのいずれかに該当する事由に係るてん補範囲は、保険契約の締結日から再販売先の決済期限までとする。ただし、前条第３項の場合にあっては、約款第１１条第１項第２号の規定にかかわらず、貨物を再販売先に引渡したときから決済期限までとする。２　再販売契約に係る約款第４条第１号から第９号までのいずれかに該当する事由による約款第３条第２号のてん補危険のてん補範囲は、次の各号のとおりとする。一　海外支店等と再販売先が同一の国に所在する場合　当該支店等の所在国から本邦間二　第三国への再販売契約の場合は、次のとおりとする。イ　第三国から本邦へ直接送金される場合　第三国と本邦間ロ　第三国から当該支店等の所在国を経由して送金される場合　第三国と当該支店等所在国の間第３章貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）関係（特約書締結の申込みができる者等）第６４条　貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）（以下この章において「技提包括保険」という。）特約書の対象となる技術提供契約等を将来継続的に締結する法人であって約款及びこれに関する規定に同意する者は、技提包括保険特約書の締結を日本貿易保険に申し込むことができる。２　日本貿易保険は、申込者の貿易取引の実態、過去の貿易保険の利用実績その他申込者からの報告事項を勘案し、技提包括保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合は、技提包括保険特約書の締結を行わない。３　日本貿易保険は、技提包括保険特約書の締結者の貿易保険の利用状況及び事故の発生状況等を勘案し、技提包括保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合、技提包括保険特約書の更新を行わない。第４章　貿易一般保険（個別）関係（保険契約締結の制限）第６５条　日本貿易保険は、次の各号に掲げる場合については、個別保険の保険契約の締結を制限することができる。一　輸出契約等が次のいずれかに該当する場合イ　貿易一般保険（２年未満個別保険）の取扱いについてに適合しないロ　取引上の危険が大であると認められる二　前号に掲げる場合ほか、保険契約の締結が貿易一般保険（個別）に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合第５章　雑則（読替）第６６条　平成１７年３月３１日以前に締結した保険契約について、本規程及び以下に掲げる規程を適用するに当たっては、約款の各条項が引用されている部分について、保険契約締結時の約款のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。附　則 この改正は、平成20年４月１日から実施する。ただし、第２５条第１項、第２６条第１項、第２８条第１号及び第２号、第２９条並びに第３０条の規定は、平成20年３月31日から実施する。別表第１（第３１条関係）　（略）別表第２（第５６条関係）約款第４条第１２号又は第１４号のいずれかに該当する事由（以下「信用事由」という。）による約款第３条第２号又は第４号のてん補危険（以下「代金回収不能」という。）に係る支払限度額の設定の取扱いは下表のとおりとする。なお、特約期間中に輸出契約等の相手方の格付が変更となった場合の支払限度額の設定の取扱いについても下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 特約書の締結時、特約期間中における特約書第２条第１項の規定に基づく輸出契約等の相手方の登録時又は特約書の更新時の取扱い | 特約期間中において輸出契約等の相手方の格付が変更された場合の取扱い |
| 輸出契約等の相手方の格付 | 支払限度額の取扱い | 信用事由による代金回収不能のてん補 | 輸出契約等の相手方の変更後の格付 | 格付変更前に設定された支払限度額の取扱い | 格付変更後の支払限度額の取扱い | 信用事由による代金回収不能のてん補 |
| ＧＳＧＡＧＥ | 設定しない | する | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | － | 設定しない | する |
| ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | － | 設定する | する |
| ＥＭ，ＥＦ | － | 設定する＊２ | する |
| ＥＣ，ＳＣ，ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | 設定しない | しない |
| ＰＮ，ＰＴ | － | 設定しない | しない |
| ＥＥＥＡ | 設定する | する | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | 適用しない | 設定しない | する |
| ＥＡ，ＥＥ | 適用する | － | する |
| ＥＭ，ＥＦ | 適用する | － | する |
| ＥＣ，ＧＲ，ＥＲ | 適用しない | 設定しない | しない |
| ＰＮ，ＰＴ | 適用しない | 設定しない | しない |
| ＥＭＥＦ | 設定する＊２ | する | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | 適用しない | 設定しない | する |
| ＥＥ，ＥＡ | 適用する＊３ | － | する |
| ＥＦ，ＥＭ | 適用する＊３ | － | する |
| ＥＣ，ＧＲ，ＥＲ | 適用しない | 設定しない | しない |
| ＰＮ，ＰＴ | 適用しない | 設定しない | しない |
| ＥＣＧＲＥＲ | 設定しない | しない | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | － | 設定しない | する |
| ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | － | 設定する | する |
| ＥＭ，ＥＦ | － | 設定する＊２ | する |
| ＥＣ，ＳＣ，ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | －－ | 設定しない | しない |
| ＰＮ，ＰＴ | －－ | 設定しない | しない |
| ＳＡ | 設定する | する | ＧＥ | 適用しない | 設定しない | する |
| ＳＣ，ＧＲ，ＳＲ | 適用しない | 設定しない | しない |
| ＳＣＳＲ | 設定しない | しない | ＧＥ | － | 設定しない | する |
| ＳＡ | － | 設定する | する |
| ＳＣ,ＧＲ,ＳＲ | － | 設定しない | しない |
| ＰＵ | 設定しない | しない | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | － | 設定しない | する |
| ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | － | 設定する | する |
| ＥＭ，ＥＦ | － | 設定する＊２ | する |
| ＥＣ，ＳＣ，ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | 設定しない | しない |
| ＰＮ，ＰＴ | － | 設定しない | しない |
| ＰＴ | 設定しない | しない | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | － | 設定しない | する |
| ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | － | 設定する | する |
| ＥＭ，ＥＦ | － | 設定する＊２ | する |
| ＥＣ，ＳＣ，ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | 設定しない | しない |
| ＰＵ | － | 設定しない | しない |
| ＰＮ | － | 設定しない | しない |
| ＰＮ | 設定しない | しない | ＧＥ |  | 設定しない | する |
| ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | － | 設定する | する |
| ＥＭ，ＥＦ | － | 設定する＊２ | する |
| ＥＣ，ＳＣ，ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | 設定しない | しない |
| ＰＵ | － | 設定しない | しない |
| 上記以外の格付 | 保険の申込みを要しない。 | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | － | 設定しない | する |
| ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | － | 設定する | する |
| ＥＭ，ＥＦ | － | 設定する＊２ | する |
| ＥＣ，ＳＣ，ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | 設定しない | しない |
| ＰＮ，ＰＴ | － | 設定しない | しない |

（注）＊１：特約期間中において輸出契約等の相手方の格付が事故管理区分Ｂに変更された場合は、保険の申込を要しない＊２：第５６条第４項各号のいずれかに該当する輸出契約等の相手方にあっては、支払限度額を設定することを選択した場合を除き支払限度額を設定せず、信用事由による代金回収不能のてん補率を５０％とする。＊３：輸出契約等の相手方の格付が変更される前において、信用事由による代金回収不能のてん補率が５０％とされていた場合は、当該輸出契約等の相手方の格付が変更された後においても同様の取扱いとする。別紙様式第１ 　（略）別紙様式第２ 個別保証枠確認申請書ＯＣＲシート（２　０　０　１）をご使用ください。＊ＯＣＲシートは、日本貿易保険の本支店にご用意しております（無料）。別紙様式第３　（略）別紙様式第４年　　月　　日 独立行政法人日本貿易保険　御中 申請者 代表者氏名 　印 個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書 （略）別紙様式第５貿易一般保険(決済／枠戻)通知書ＯＣＲシート（２　０　０　０）をご使用ください。＊ＯＣＲシートは、日本貿易保険の本支店にご用意しております（無料）。 | 貿易一般保険運用規程平成13年４月１日　01-制度-00034沿革　平成14年１月25日　一部改正平成14年２月20日　一部改正平成14年３月19日　一部改正平成14年９月11日　一部改正平成14年11月14日　一部改正平成15年３月14日　一部改正平成16年４月１日　一部改正平成16年４月16日　一部改正平成16年９月28日　一部改正平成17年３月29日　一部改正平成17年９月16日　一部改正平成18年３月20日　一部改正平成18年９月25日　一部改正平成18年11月29日　一部改正平成18年12月27日　一部改正平成19年２月27日　一部改正平成19年６月21日　一部改正第１章　一般的事項（第１条－第５０条）第１節　定義等（第１条－第１３条）第２節　引受基準等（第１４条－第２４条）第３節　個別保証枠（第２５条－第３０条）第４節　保険料率算定（第３１条、第３２条）第５節　保険の申込(第３３条－第３６条)第６節　保険料（第３７条、第３８条）第７節　確定通知（第３９条－第４２条）第８節　保険金の支払等（第４３条－第５０条）　第２章 貿易一般保険包括保険（企業総合）関係（第５１条－第６３条）　第３章 雑則（第６４条）（定義）第１条　本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和２５年法律第６７号。以下「法」という。）及び貿易一般保険約款（以下「約款」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。一～十八　（略）　十九　「機構」とは、財団法人貿易保険機構をいう。二十　「大阪支店」とは、日本貿易保険の大阪支店をいう。二十一　（略）第２条～第２２条　（略）（一の輸出契約又は仲介貿易契約が二以上の包括保険の対象となる場合の取扱い）第２３条　一の輸出契約又は仲介貿易契約（技術提供特約書の対象となるものを除く。以下この条において同じ。）が貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書（以下この条及び第３３条において「企業総合包括特約書」という。）（保険契約の対象を当該特約書附帯別表第１に掲げる貨物に係る輸出契約又は仲介貿易契約に限定しているものを除く。）と包括特約書であって企業総合包括特約書以外のものの対象となる場合は、当該企業総合包括特約書の対象として取り扱う。２　保険契約は、輸出契約又は仲介貿易契約ごとに一の保険契約の締結を原則とするが、二以上の包括特約書の対象となる場合にあっては、次の各号により該当する包括特約書の対象となる部分に分割して保険契約を締結することとする。一　一の輸出契約又は仲介貿易契約に基づく輸出貨物等の中に企業総合包括特約書（保険契約の対象を当該特約書附帯別表第１に掲げる貨物に係る輸出契約又は仲介貿易契約に限定しているものに限る。以下この項において同じ。）と当該特約書以外の包括特約書の対象貨物が含まれている場合又は輸出貨物等が企業総合包括特約書と当該特約書以外の包括特約書との間において競合する場合は、企業総合包括特約書の対象とし、第５８条の規定に基づいて取り扱う。二　一の輸出契約又は仲介貿易契約に基づく輸出貨物等（第５８条第２号に該当する場合の非対象貨物を含む。以下この号において同じ。）の中に二以上の包括特約書の対象貨物が含まれている場合（前号に規定する場合を除く。）は、商品別にそれぞれ該当する包括特約書の対象として取り扱うこととし、輸出貨物等が二以上の包括特約書間において競合する場合の当該輸出貨物等は、次のとおり取り扱う。イ　貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（以下「機械包括特約書」という。）以外の包括特約書間において競合する場合は、当該貨物の使用目的により該当する包括特約書の対象とし、使用目的不明のときは貨物名に基づき該当する包括特約書の対象とする。ロ　機械包括特約書と当該特約書以外の包括特約書が競合する場合は、機械包括特約書以外の包括特約書の対象とする。３　前各項の場合、関係する包括特約書の締結者の同意があるときは、いずれかの包括特約書に基づく保険契約の申込みを行うことができるものとする。ただし、当該申込みに係る包括特約書の締結者の定款に定める以外の貨物についてはこの限りでない。４　第２項の規定により分割して保険契約を締結する場合の保険価額及び保険金額は、次の各号により算出する。一　保険価額イ　元　本輸出契約又は仲介貿易契約の総額に建値を基準とする当該包括特約書に係る輸出貨物等の代金又は賃貸料の各々の額の当該輸出契約又は仲介貿易契約の輸出貨物等の代金又は賃貸料の総額に対する割合を乗じて得た額ロ　金利その他イにより算出した元本に基づき輸出契約又は仲介貿易契約に定める計算方法により算出した額二　保険金額は、前号により算出した保険価額に基づき当該包括特約書で定めるところに従い算出した額第２４条　（略）（個別保証枠の申請等）第２５条　名簿上ＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格又はＥＦ格（以下この節において「Ｅ格」という。）に格付けされた者を代金等の支払人とする２年未満案件について個別保険の申込みをしようとする者又は名簿上ＥＭ格又はＥＦ格に格付けされた者を代金等の支払人とする２年未満案件について機械包括特約書、貿易一般保険包括保険（船舶）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書若しくは技術提供特約書（以下「設備財等包括特約書」と総称する。）が適用される保険契約の被保険者になるべき者であって、約款第３条第２号又は第４号の信用危険（以下「船後信用危険」という。）のてん補を希望するもののうち、個別保証枠の確認の申請を希望するものは、輸出契約等の金額について、別紙様式第２「個別保証枠確認申請書」及び輸出契約等を証する書類（輸出契約等の成立以前にあっては注文書又はこれらに準ずる書類）の写しを機構に直接又はファクシミリにより提出するものとする。２　前項の規定は、船後信用危険のてん補を含む個別保険又は設備財等包括特約書に基づく保険契約が締結されている輸出契約等の支払人を、Ｅ格（設備財等包括特約書については名簿上ＥＭ格又はＥＦ格に限る。）に格付けされている者に変更する場合に準用する。３　この節に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「ＷＥＢ申請サービスの利用について」によるものとする。（個別保証枠の確認等）第２６条　機構は、前条又は次条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る金額が、保証枠残高の範囲内である場合は確認する旨を、又は保証枠残高を超える場合は確認できない旨を別紙様式第３「個別保証枠確認証」（以下「確認証」という。）により申請者に通知するものとする。２　前項の確認の有効期間は、当該確認をした日から３月とする。ただし、保険契約締結の前に当該確認に係る支払人がＥ格以外（設備財等包括特約書については名簿上ＥＭ格又はＥＦ格以外。第２９条及び第３０条において同じ。）に格付されたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効とする。なお、有効期間の延長は行わないものとする。（確認金額の許容範囲）第２７条　輸出契約等の金額が前条第１項の確認証を取得した後、当該確認証に係る輸出契約等の額（以下「確認金額」という。）を超えた場合は、次の各号により確認証を取得しなければならない。ただし、当該増加金額が確認金額の100分の５未満の場合は、この限りではない。なお、確認申請手続については、第２５条第１項の規定を準用するものとする。一　保険契約の申込の前に、輸出契約等の金額が増加した場合は、改めて当該増加金額を含めた額の確認証を取得するものとする。二　保険契約の申込の後に、輸出契約等の金額が増加した場合は、当該増加金額について確認証を取得するものとする。（確認証の訂正等）第２８条　第２６条第１項の規定により申請者に通知した確認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いについては、次の各号とする。一　確認証の記載内容のうち「支払人」の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該保険契約の申込日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第４「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」（以下「内容訂正変更通知書」という。）を機構に提出するものとする。二　確認証の支払人を変更したときは、当該確認証は無効とする。この場合にあっては、速やかに別紙様式第５「貿易一般保険(決済／枠戻)通知書」（以下「決済等通知書」という。）を大阪支店又は機構（本部又は名古屋支部に限る。以下この節において同じ。)に提出するものとする。三　確認証の記載内容のうち「船積(予定)日」の変更又は確認証の契約金額の表示通貨の変更（確認金額の範囲内の変更に限る。）については、内容訂正変更通知書の提出は要しないものとする。（決済等通知書の提出等）第２９条　第２６条第１項の規定による確認証を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者（設備財等包括特約書については被保険者）は、当該輸出契約等の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は当該輸出契約等の支払人に変更があったときは、その事実を知った日から起算し、５営業日以内に決済等通知書を大阪支店又は機構に提出しなければならない。ただし、当該輸出契約等の相手方がＥ格以外に格付された場合は、この限りでない。（確認証の返却）第３０条　第２６条第１項の規定により確認を受けた者は、確認金額について保険契約を締結しなかったときは、有効期限前にあっては速やかに、有効期間終了後にあってはその有効期間が終了した日から、５営業日以内に、決済等通知書に当該理由を記載した書面及び交付された確認証（第２７条第１号に規定する確認証を取得できなかった場合における増加する前の輸出契約等の金額について取得した確認証を含む。）を添付し、大阪支店又は機構に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の５未満の額について保険契約を締結しなかった場合又は確認に係る支払人がＥ格以外に格付された場合は、当該通知書の提出は要しないものとする。第４節　保険料率算定（保険料率算定における期間計算の取扱い）第３１条　「貿易保険の保険料率等に関する規程」（平成１６年７月２日０４－制度０００３４。以下「保険料率等規程」という。）のⅡ［１］１(1)②(ⅰ)に規定する「船積前期間」、(1)②(ⅱ)に規定する「船積後期間」及び(2)②(ⅱ)に規定する「保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間」の取扱いは、別表第１のとおりとする。ただし、特約により別に定めた場合を除く。２　輸出契約等（２年未満案件に限る。）において二以上の船積期限及び当該期限に係る各船積予定額が定められている場合は、当該各船積期限ごとに、前項に規定する船積前期間を設定する。ただし、保険契約者からの申し出により、二以上の船積期限のうち最終の船積期限により一の船積前期間を設定することができる。第３２条～第５０条　（略）（特約書締結の申込みができる者等）第５１条　貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書（以下この章及び別表第２において「特約書」という。）の対象とすることを予定している貨物に係る輸出契約等に基づく輸出又は販売の実績が直近１年間で３億円以上あり、更に将来継続的かつ反復的に貿易取引を行う法人であって約款及びこれに関する規定に同意する者は、特約書の締結を日本貿易保険に申し込むことができる。２　特約書の更新に際し、特約書の更新日の３９月前から３年間に特約書に基づいて締結された保険契約に係る保険価額の年間合計額が継続的に３億円未満である場合は、日本貿易保険は特約書の更新を行わないことができる。（輸出契約等の契約金額の設定）第５２条　特約書附帯別表第１に掲げる輸出契約又は仲介貿易契約の契約金額の設定額は、１，０００万円以下とする。（特約書の対象となる輸出契約等の選択）第５３条　特約書締結者（日本貿易保険と特約書を締結しようとしている者を含む。第５６条において同じ。）は、次の各号に該当する輸出契約又は仲介貿易契約及びてん補危険については、特約書の対象とするか否かを選択できる。一　法第２条第１２項に規定する仲介貿易契約二　法第２条第１項に規定する輸出契約のうち、特約書締結者の海外支店等が締結した特約書締結者の輸出貨物の再販売契約三　輸出契約又は仲介貿易契約を締結した日から、締結した日の属する月の翌月の末日までの間のいずれかの時点において、イ及びロに該当するもの又はイ及びハに該当するもの（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。）　　イ　輸出契約又は仲介貿易契約の相手方（輸出契約又は仲介貿易契約の締結の相手方と当該輸出契約又は仲介貿易契約に係る代金の支払人が異なる場合には、いずれかのもの）が特約書第３条第４項各号のいずれかに該当する輸出契約又は仲介貿易契約　　ロ　仕向国及び支払国（保証国がある場合には当該保証国とする。以下同じ。）の双方が国カテゴリーＡ（貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準について（平成１３年４月１日　０１－制度－０００７３）別表２で定めるものをいう。以下同じ。）に該当する輸出契約又は仲介貿易契約　　ハ　仕向国及び支払国の双方に国カテゴリーＡに該当するものを含む輸出契約又は仲介貿易契約（ロに該当するものを除く。）であって次に掲げるもの　　　（１）仕向国及び支払国の双方が国カテゴリーＡである部分（以下「対象部分」という。）以外の部分に係る代金が契約金額の二分の一以下かつ前条の規定による設定金額以上の輸出契約又は仲介貿易契約（当該輸出契約又は仲介貿易契約のうち対象部分に係る部分に限る。）　　　（２）対象部分以外の部分に係る代金が契約金額の二分の一以下かつ前条の規定による設定金額未満の輸出契約又は仲介貿易契約四　約款第３条第３号に規定するてん補危険（部門単位による特約書対象契約の選択等）第５４条　第５２条の規定による設定及び前条の規定による選択は、特約書の対象とすることを予定している貨物に係る輸出契約等に基づく輸出等の実績額が直近１年間で１００億円以上の特約書締結者にあっては、次の各号の範囲内で部門ごとにすることができる。一　第５２条の規定による設定については、部門ごとに設定する金額が二通り以下であること。二　前条の規定による選択については、特約書の対象とするものとして選択するものの組合せが二通り以下であること。三　第５２条の規定により設定する金額と前条の規定により選択するものの組合せとの組合せが二通り以下であること。（保険成績調整係数の設定単位）第５５条　保険料率等規程別表第１第２号の保険成績調整係数は、特約締結者ごととする。ただし、特約書の締結に際し、特約書の対象とすることを予定している貨物に係る輸出契約等に基づく輸出等の実績額が直近１年間で１００億円以上の場合は、特約書附帯別表第１に定める部門ごととすることができる。（支払限度額の設定）第５６条　特約書第５条第２号に規定する支払限度額（以下この章及び　別表第２において「支払限度額」という。）は、次項の規定により算出される額（以下「暫定限度額」という。）を基礎として特約書締結者の希望等を勘案のうえ設定し、当該特約書締結者に通知するものとする。　なお、支払限度額の設定の取扱いは別表第２に掲げるとおりとする。ただし、輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合の別表第２における輸出契約等の相手方とは、当該輸出契約等に係る代金の支払人をいうものとする。２　支払限度額の設定の基礎となる暫定限度額は、次の各号に定める輸出実績額を基礎として以下の算式により算出する。 ［算式：暫定限度額の算定］ 　平均ユーザンス 　　　　輸出実績額　×　　　　　　　　　　×　９０％　　　　　　　　　　　　正味ユーザンス（注）１．平均ユーザンスとは、一の輸出契約等に係る取引の額（付保実績額を輸出実績額とする場合は、一の保険契約に係る保険価額）と最終船積日から決済日までの期間（付保実績額を輸出実績額とする場合には、約款第３条第２号のてん補危険に係る保険期間。）をもとに加重平均により算出した平均支払猶予期間（日数は30日単位で切り上げとする。）をいう。２．正味ユーザンスとは、輸出実績額を算出する期間中に締結した輸出契約等（付保実績額を輸出実績額とする場合には保険契約。以下この項において同じ。）に係るユーザンスの合計日数から同期間中の一の輸出契約等に係るユーザンスと他の一の輸出契約等に係るユーザンスとの重複期間の合計日数を控除した日数をいう。ただし、正味ユーザンスが360日を超えるとき又は特約書の締結時にあって当該正味ユーザンスが不明なときは360日とする。一　特約書の締結時（特約書の締結時に支払限度額を設定した場合であって、特約書第１条に規定する特約期間（以下この章及び別表第２において「特約期間中」という。）に次条第３項に基づき支払限度額を増額設定する場合を含む。）にあっては、特約書の締結予定日の１７月前から１年間の輸出契約等に係る取引金額（ＩＬＣにより決済された場合はその２分の１の額とし、ＩＬＣ以外の方法により決済された場合であって特約書附帯別表第３に掲げる輸出契約等に係るものを除く。）の合計を輸出実績額とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。二　すでに特約書第２条第１項の規定により登録されている輸出契約等の相手方について支払限度額の設定をする場合（次条第２項ただし書により支払限度額を変更する場合及び同条第３項により支払限度額を増額設定する場合を含む。）には、特約書の更新日（特約書の更新時に支払限度額を設定した場合であって、特約期間中に次条第３項に基づき支払限度額を増額設定する場合を含む。また、特約書第１条に規定する特約期間中に支払限度額を設定する場合にあっては、支払限度額の設定の申請を行った日）の１７月前からの１年間に特約書に基づいて締結された保険契約に係る保険価額（約款第４条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由をてん補する保険契約における約款第３条第２号又は第４号のてん補危険に係る保険価額とし、ＩＬＣにより決済された場合はその２分の１の額とする。）の合計額を輸出実績額とする。三　特約書の更新時又は特約期間中に特約書第２条第１項の規定により登録される輸出契約等の相手方について支払限度額を設定する場合（当該設定後であって、特約期間中に次条第３項に基づき支払限度額を増額設定する場合を含む。）には、輸出実績額はないものとみなす。ただし、同条第２項の規定により登録を削除してから２年を経過していない場合においては、前号の規定を準用する。 ３　特約書の締結者は、支払限度額の設定に際し、前項に規定する暫定限度額を超える場合その他日本貿易保険が特に必要と認める場合には、原則として、輸出契約等の相手方ごとに次の書類を提出するものとする。ただし、別表第２注２の規定により名簿上ＥＥ格又はＥＡ格に格付けされた者について一律の支払限度額を設定する場合はこの限りではない。　一　支払限度額申請書提出前３月以内に発行された信用調査報告書　二　その他日本貿易保険が求める書類４　特約書第５条第３号に規定する運用規程に定めるものとは、次のいずれかのものをいう。　一　第２項に規定する輸出実績額がないもの　二　暫定限度額が特約書附帯別表第１に掲げる金額未満となったもの　三　第１項の規定により支払限度額の設定を調整していく過程において、第２項に規定する輸出実績額がある（前号に該当する場合を除く。）にもかかわらず、支払限度額を設定しないことが適当と認めたもの（支払限度額等の効力等）第５７条　支払限度額及び特約書第５条第３号の規定によるてん補率　の制限（以下「てん補率の制限」という。）の効力発生日は、特約書の締結日又は特約書の更新日とする。ただし、貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則（平成１３年４月１日　０１－制度―０００２７。以下この章において「手続細則」という。）第３条第１項から第５項までの規定による申請が特約期間中になされた場合には、当該申請に係る支払限度額及びてん補率の制限の効力発生日は設定の日とする。２　前項の規定により効力が発生した支払限度額の変更及びてん補率の制限がなされている輸出契約等の相手方の支払限度額の設定は、特約書の更新時に限り認めるものとする。ただし、支払限度額０円の輸出契約等の相手方にあっては、特約期間中１回に限り支払限度額を変更することができる。３　前項の規定にかかわらず、既に支払限度額を設定している場合（支払限度額が０円の場合を除く）であっても、原則として最新の支払限度額の設定日から３月を経過した後であれば、支払限度額の増額を申請することができ、日本貿易保険がこれを認める場合に限り、特約期間中１回に限り支払限度額を増額設定するものとする。ただし、支払限度額の増額を申請することができる輸出契約等の相手方は、申請時点において名簿上EE格、EA格又はSA格に格付けされている者に限る。４　特約書の更新時における付保実績算出期間後に手続細則第３条第１項から第３項までの規定による企総登録が行われ、当該企総登録が行われた輸出契約等の相手方について支払限度額を設定した場合（特約期間中に前項の規定に従い支払限度額を増額設定した場合を含む。）は、当該支払限度額の効力発生日後直近の特約書の更新日において支払限度額を設定することができる場合に限り、当該支払限度額と同額の支払限度額を当該特約書の更新日に設定するものとする。ただし、支払限度額が０円の輸出契約等の相手方についてはこの限りではない。（一の輸出契約等に非対象貨物を含む場合の取扱い）第５８条　保険契約の対象を特約書附帯別表第１に掲げる貨物（以下「対象貨物」という。）に係る輸出契約等に限定している特約書における対象貨物以外の貨物（以下「非対象貨物」という。）が含まれる輸出契約等の契約金額は、次の各号とする。一　対象貨物に係る代金の額が非対象貨物に係る代金の額に等しく又はこれを超えるときは、当該輸出契約等の代金の額二　非対象貨物に係る代金の額が対象貨物に係る代金の額を超えるときは、対象貨物に係る代金の額（輸出契約等を連名で締結した場合の取扱い）第５９条　二以上の者が連名して契約の相手方と特約書附帯別表第１に掲げる輸出契約等を締結した場合は、連名の相手方に応じて次の各号とする。一　連名の相手方が特約書締結者である場合契約金額を契約内容により分割し、当該金額を同表に掲げる契約金額とみなす。ただし、連名の相手方との合意によりいずれかが当該輸出契約等の全部について特約書に基づく保険契約の申込みを行う場合は、この限りでない。二　連名の相手方が特約書締結者以外のものであって、双方が他の包括保険に係る同一の組合等の組合員の場合契約金額を契約内容により分割し、当該金額をそれぞれ同表に掲げる契約金額又は当該包括保険の特約書に掲げる契約金額とみなす。ただし、連名の相手方との合意によりいずれかが当該輸出契約等の全部について当該包括保険で申込みを行う場合は、この限りでない。三　連名の相手方が特約書締結者以外のものであって他の包括保険に係る組合等の組合員以外のものである場合　契約金額を契約内容により分割し、当該金額を同表に掲げる契約金額とみなす。（輸出契約等の相手方）第６０条　この章における「輸出契約等の相手方」とは、第２条第２号　　に規定する者の他、特約書附帯別表第１において再販売契約を保険契約の対象とした場合にあっては、当該契約の締結の相手方又は再販売貨物の代金の支払人をいうものとする。（海外支店等の範囲）第６１条　再販売契約を保険契約の対象とした場合の特約書附帯別表　第１及びこの章における「海外支店等」とは、本邦に本店を有する法人が支店、支社、営業所、出張所及び駐在員事務所等名称を問わず海外において当該法人の機能の一部を与えたものをいうものとする。ただし、海外現地法人等法人格を別にするものを除く。（再販売契約を保険契約の対象とする場合の取扱い）第６２条　特約書附帯別表第１において再販売契約を保険契約の対象　とする場合にあっては、本店から海外支店等への輸出契約及び当該海外支店等と再販売先との契約をもって輸出契約等とみなすものとする。２　前項の輸出契約等の場合にあっては、海外支店等又は再販売先から本店への決済期限を明記するものとする。３　保険契約の締結時において海外支店等からの再販売先が未定の場合にあっては、当該海外支店等が再販売先と販売契約を締結した後、遅滞なく手続細則第６条第３項の規定に従い内容変更の手続を行うものとする。４　前項の場合であって、本邦船積後３月以内に海外支店等が再販売契約を締結しない場合は、本店と海外支店等との輸出契約とみなすものとする。（再販売契約のてん補範囲）第６３条　再販売契約に係る約款第４条第１１号から第１４号までの　いずれかに該当する事由に係るてん補範囲は、保険契約の締結日から再販売先の決済期限までとする。ただし、前条第３項の場合にあっては、約款第１１条第１項第２号の規定にかかわらず、貨物を再販売先に引渡したときから決済期限までとする。２　再販売契約に係る約款第４条第１号から第９号までのいずれかに該当する事由による約款第３条第２号のてん補危険のてん補範囲は、次の各号のとおりとする。一　海外支店等と再販売先が同一の国に所在する場合　当該支店等の所在国から本邦間二　第三国への再販売契約の場合は、次のとおりとする。イ　第三国から本邦へ直接送金される場合　第三国と本邦間ロ　第三国から当該支店等の所在国を経由して送金される場合　第三国と当該支店等所在国の間第３章　雑則（読替）第６４条　平成１７年３月３１日以前に締結した保険契約について、本規程及び以下に掲げる規程を適用するに当たっては、約款の各条項が引用されている部分について、保険契約締結時の約款のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。別表第１（第３１条関係）　（略）別表第２（第５６条関係）約款第４条第１２号又は第１４号のいずれかに該当する事由（以下「信用事由」という。）による約款第３条第２号又は第４号のてん補危険（以下「代金回収不能」という。）に係る支払限度額の設定の取扱いは下表のとおりとする。なお、特約期間中に輸出契約等の相手方の格付が変更となった場合の支払限度額の設定の取扱いについても下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 特約書の締結時、特約期間中における特約書第２条第１項の規定に基づく輸出契約等の相手方の登録時又は特約書の更新時の取扱い | 特約期間中において輸出契約等の相手方の格付が変更された場合の取扱い |
| 輸出契約等の相手方の格付 | 支払限度額の取扱い | 信用事由による代金回収不能のてん補 | 輸出契約等の相手方の変更後の格付 | 格付変更前に設定された支払限度額の取扱い | 格付変更後の支払限度額の取扱い | 信用事由による代金回収不能のてん補 |
| ＧＳＧＡＧＥ | 設定しない | する | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | － | 設定しない | する |
| ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | － | 設定する＊２ | する |
| ＥＭ，ＥＦ | － | 設定する＊３ | する |
| ＥＣ，ＳＣ，ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | 設定しない | しない |
| ＰＮ，ＰＴ | － | 設定しない | しない |
| ＥＥＥＡ | 設定する＊２ | する | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | 適用しない | 設定しない | する |
| ＥＡ，ＥＥ | 適用する | － | する |
| ＥＭ，ＥＦ | 適用する | － | する |
| ＥＣ，ＧＲ，ＥＲ | 適用しない | 設定しない | しない |
| ＰＮ，ＰＴ | 適用しない | 設定しない | しない |
| ＥＭＥＦ | 設定する＊３ | する | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | 適用しない | 設定しない | する |
| ＥＥ，ＥＡ | 適用する＊４ | － | する |
| ＥＦ，ＥＭ | 適用する＊４ | － | する |
| ＥＣ，ＧＲ，ＥＲ | 適用しない | 設定しない | しない |
| ＰＮ，ＰＴ | 適用しない | 設定しない | しない |
| ＥＣＧＲＥＲ | 設定しない | しない | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | － | 設定しない | する |
| ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | － | 設定する＊２ | する |
| ＥＭ，ＥＦ | － | 設定する＊３ | する |
| ＥＣ，ＳＣ，ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | －－ | 設定しない | しない |
| ＰＮ，ＰＴ | －－ | 設定しない | しない |
| ＳＡ | 設定する | する | ＧＥ | 適用しない | 設定しない | する |
| ＳＣ，ＧＲ，ＳＲ | 適用しない | 設定しない | しない |
| ＳＣＳＲ | 設定しない | しない | ＧＥ | － | 設定しない | する |
| ＳＡ | － | 設定する | する |
| ＳＣ,ＧＲ,ＳＲ | － | 設定しない | しない |
| ＰＵ | 設定しない | しない | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | － | 設定しない | する |
| ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | － | 設定する＊２ | する |
| ＥＭ，ＥＦ | － | 設定する＊３ | する |
| ＥＣ，ＳＣ，ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | 設定しない | しない |
| ＰＮ，ＰＴ | － | 設定しない | しない |
| ＰＴ | 設定しない | しない | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | － | 設定しない | する |
| ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | － | 設定する＊２ | する |
| ＥＭ，ＥＦ | － | 設定する＊３ | する |
| ＥＣ，ＳＣ，ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | 設定しない | しない |
| ＰＵ | － | 設定しない | しない |
| ＰＮ | － | 設定しない | しない |
| ＰＮ | 設定しない | しない | ＧＥ |  | 設定しない | する |
| ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | － | 設定する＊２ | する |
| ＥＭ，ＥＦ | － | 設定する＊３ | する |
| ＥＣ，ＳＣ，ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | 設定しない | しない |
| ＰＵ | － | 設定しない | しない |
| 上記以外の格付 | 保険の申込みを要しない。 | ＧＳ，ＧＡ，ＧＥ | － | 設定しない | する |
| ＥＥ，ＥＡ，ＳＡ | － | 設定する＊２ | する |
| ＥＭ，ＥＦ | － | 設定する＊３ | する |
| ＥＣ，ＳＣ，ＧＲ，ＥＲ，ＳＲ | － | 設定しない | しない |
| ＰＮ，ＰＴ | － | 設定しない | しない |

（注）＊１：特約期間中において輸出契約等の相手方の格付が事故管理区分Ｂに変更された場合は、保険の申込を要しない＊２：ＥＥ格については５億円、ＥＡ格については１億円を各々超える支払限度額の設定を希望する場合を除き、一律にＥＥ格については５億円、ＥＡ格については１億円の支払限度額を設定する。＊３：第５６条第４項各号のいずれかに該当する輸出契約等の相手方にあっては、支払限度額を設定することを選択した場合を除き支払限度額を設定せず、信用事由による代金回収不能のてん補率を５０％とする。＊４：輸出契約等の相手方の格付が変更される前において、信用事由による代金回収不能のてん補率が５０％とされていた場合は、当該輸出契約等の相手方の格付が変更された後においても同様の取扱いとする。別紙様式第１ 　（略）別紙様式第２ 個別保証枠確認申請書ＯＣＲシート（２　０　０　１）をご使用ください。＊ＯＣＲシートは、日本貿易保険の本支店及び（財）貿易保険機構の本支部にご用意しております（無料）。別紙様式第３　（略）別紙様式第４年　　月　　日 　　　　　　殿 申請者 代表者氏名 　印 個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書（略）別紙様式第５貿易一般保険(決済／枠戻)通知書ＯＣＲシート（２　０　０　０）をご使用ください。＊ＯＣＲシートは、日本貿易保険の本支店及び（財）貿易保険機構の本支部にご用意しております（無料）。 |  |